別　紙

導入促進基本計画

１　先端設備等の導入の促進の目標

（１）地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

①東川町の人口構造及び産業構造

東川町は古くから農業を中心に栄えてきた街であり、現在も北海道内有数の稲作の産地として栄えている。また製造業に分類される木工家具産業も盛んであり、日本五大家具産地の一つ「旭川家具」の生産において、全体の３割近くを東川町で生産している。

東川町の人口構造は、昭和 29 年から昭和 48 年までの間に人口が大きく減少した。これは高度経済成長期に札幌市や東京圏等への大きな人口流出があったためと考えられる。その後、緩やかに減少を続けるが、平成 7 年より大規模な宅地造成や特徴ある事業の取り組み、旭川市から車で 20 分、旭川空港より約 10 分という地理的条件も揃い、現在までの 28 年間、人口増加を維持しており、令和 5 年 3 月末時点の人口は 8,477 人と 10 年前の平成 25 年 3 月末時点の 7,917 人と比較し 560 人増加している。

しかしながら 15 歳から 64 歳までの生産年齢人口は 4,592 人（58.43%、平成 22 年 3 月末）から 4,469 人（53.75%、令和 2 年 3 月末）と一貫して減少を続ける一方で、65 歳以上の高齢者人口は 2,197 人（27.96%、平成 22 年 3 月末時点）から 2,759 人（33.18%、令和 2 年 3 月末時点）に増加を続けている。このように急速に高齢化が進んでいることもあり、今後はさらに 65 歳以上のシニア世代が増加することが考えられ、絶対的な転入数の減少や経済の縮小が想定されていることからも、従来の取り組みを継承しつつも、新たな視点や方法による対策が必要となっている。

東川町の産業構造は、町の総面積 247.06 ㎢のうち、日本最大の山岳国立公園、大雪山国立公園区域が 102.55 ㎢と町全体の 41.51%を占めており、この大雪山の豊富な清流を活かしたお米を中心とする農業が第１次産業の大半を占めており、東川町の産業構造（従事者別）の 16.86%となっている。

第２次産業は、旭川市に車で 20 分という地理的条件から、昭和 44 年以降日本五大家具の一つである「旭川家具」の誘致に成功しており、現在では木工業が盛んな町として多くの家具職人が集い、家具事業者数は 33 社、東川町の産業構造（従事者別）の 17.10%を占めている。

第３次産業は、大雪山国立公園の入口の町として、旭岳温泉、天人峡温泉の観光業、中心市街地には飲食店や商店、介護福祉事業を中心に、東川町の産業構造（従事者別）の 66.02%となっている。（令和２年度国勢調査）

【表】東川町の産業構造

	従事者数	割合
第１次産業	699	16.86%
第２次産業	709	17.10%
第３次産業	2,736	66.02%
計	4,144	99.98%

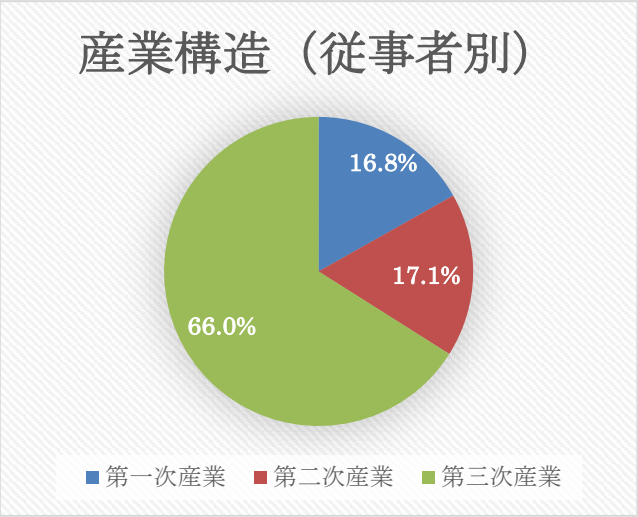

【表】東川町の産業別付加価値額・割合

	付加価値額（百万円）	割合
農林漁業	724	11.4%
建設業	488	7.7%
製造業	3,329	52.6%
運輸業、郵便業	0	0%
卸売業、小売業	1,082	17.1%
宿泊業、飲食サービス業	594	9.4%
医療、福祉	0	0%
その他	107	1.7%

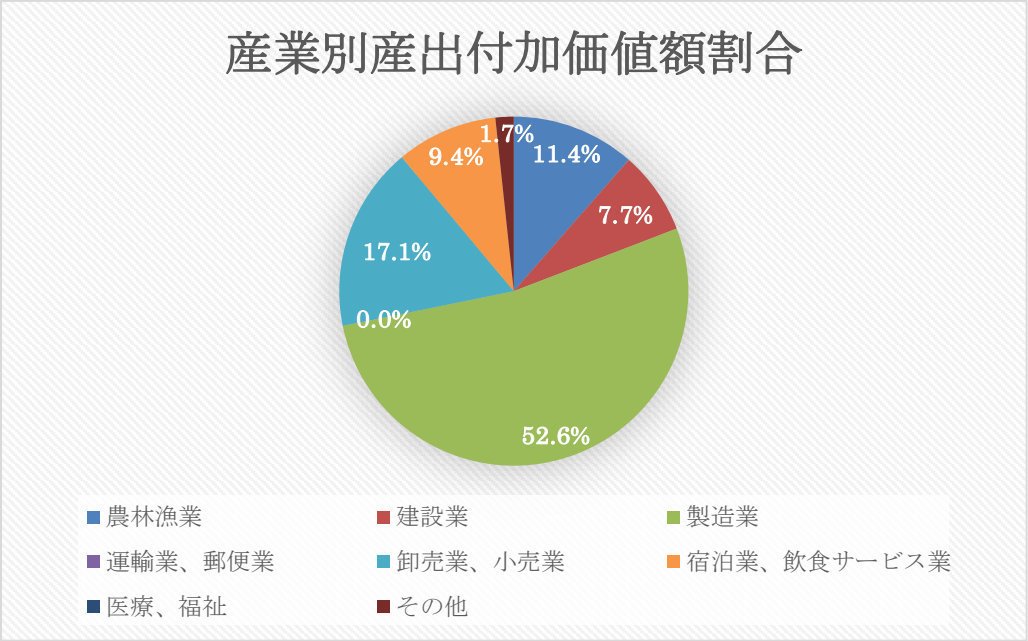

②産業別産出付加価値額割合の概要

東川町において製造業の付加価値額が高いのは、地域資源を活かした特注家具や芸術性の高い家具・木製品の製造業や原木加工機械の製造業で、その他に豆腐、味噌といったものがあり、産業別産出付加価値額割合の 52.6%を占め、町全体の５割を超えることになる。（平成 28 年 RESAS 調査）

③事業所の経営に携わる者の高齢化

東川町は、経営に携わる者の高齢化が進んでおり、平成 17 年の 58.30 歳に対して平成 27 年は 59.23 歳となっており、（各年国勢調査 管理的職業従事者数）、今後、数年内に多くの経営者が引退年齢を迎えることが見込まれる。

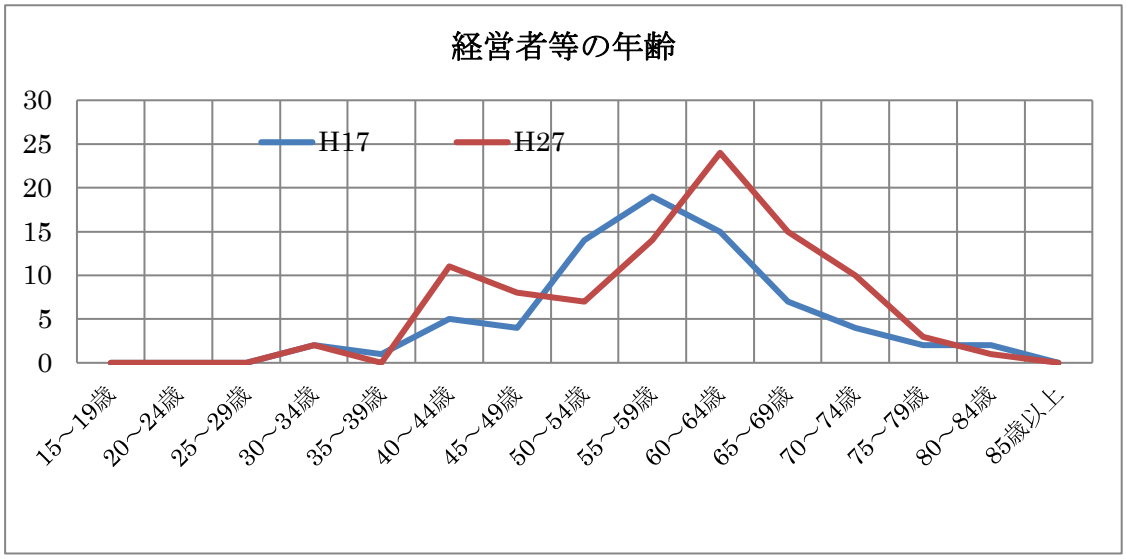

④東川町内の産業における課題

経営者や労働者の高齢化の影響が町内の中小の企業・事業所全体に及んでおり、また、設備の高年齢化も深刻な状況であることから、今後、地域の中小企業が一気に衰退していく状況が危惧され、その対応が喫緊の課題である。

このような中、独自の取り組みとして東川町産業振興支援事業の一環として起業化支援事業（新規分野・事業の開設）を行い、町内での起業促進および新規分野の事業開設の支援事業等講じてきているが、引き続き町内中小企業の生産性の抜本的な向上により、人手不足等に対応した事業基盤を構築するとともに、東川町の基幹産業でもある農業、木工業をはじめとして後継者が引き継ぎたいと思えるような魅力、起業にしていこうとする取り組みを支援していくことが求められる。引き続き東川町としても独自の支援を継続しながら、町内企業の発展のために対策を講じていきたいと考えている。

（２）目標

東川町の中小企業においては、早急設備の更新を進め、従事者の減少や高齢化の中にあっても、労働生産性を維持し、付加価値を高め、さらには次世代の担い手を育て又は新たに担い手となろうとする者にとって魅力のある業種への発展を促していく

必要がある。
　労働生産性の向上のためには、税制優遇措置により事業者の設備投資に対する意欲を喚起しかつ支援していくことが必要である。このため中小企業等経営強化法第４９条第１項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、地域経済の更なる発展を目指す。
　これを実現するための目標として、計画期間中に新たに５件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

（３）労働生産性に関する目標
　先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率３％以上向上することを目標とする。

２　先端設備等の種類
　東川町の産業構造においては、ひとつの産業に偏在しているとはいいがたく幅広い設備において生産性の向上を図ることが必要であるため、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第７条第１項に定める先端設備等すべてとする。

３　先端設備等の導入の促進の内容に関する事項
（１）対象地域
　東川町は、一部の地域に事業所が偏在しているとはいいがたく、町全域において生産性を向上させる必要があることからも、東川町全域を本計画の対象とする。

（２）対象業種・事業
　東川町は、一部の産業に偏在しているとはいいがたいことから、本計画において対象とする業種は、全業種とする。
　生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT 導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様であるため、本計画において対象となる事業は、労働生産性が年率３％以上に資すると見込まれる事業すべてとする。

４　計画期間
（１）導入促進基本計画の計画期間
　令和５年１０月２３日～令和７年１０月２２日までの２年間とする。

（２）先端設備等導入計画の計画期間
　３年間、４年間又は５年間とする。

５　先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

（１）雇用への配慮

人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮するものとする。

（２）健全な地域経済の発展への配慮

公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮するものとする。